

知財制度とともに110年

—— 発明協会と発明推進協会について ——

公益社団法人発明協会

一般社団法人発明推進協会 常務理事 雨宮 達弥

抄録

発明協会と発明推進協会は、公益法人制度改革への対応により、平成23年度から平成24年度にかけて旧発明協会が再編され、新体制となって発足しました。それまでの旧発明協会は我が国の近代国家建設の黎明期より科学技術の振興と産業経済の発展に資するべく、一貫して発明の奨励、知的財産権制度の普及啓発、青少年の創造性開発育成等の諸事業に邁進してきました。来年には創立110周年を迎えようとしています。

本稿では、発明協会の成り立ちに触れた上で、公益法人制度改革への対応の経過と現在の姿——「公益社団法人発明協会」及び「一般社団法人発明推進協会」——について説明していきます。

なお、発明協会では、創立110周年を記念して「戦後日本のイノベーション100選」を選定・顕彰しますので、あわせて紹介します。

1. はじめに

発明協会の設立は明治37(1904)年5月5日。平成25(2013)年の今年、満109歳を数え、来年の平成26(2014)年には創立110周年を迎えることとなります。

我が国における特許制度の歴史は、明治18(1885)年の専売特許条例に始まり、発明協会設立の翌年に当る明治38(1905)年には実用新案法が制定されましたから、文字通り知財制度とともに歩んで来たということになります。

発明協会では、平成23(2011)年から平成24年(2012)年にかけて、組織の大きな変化がありました。これは、我が国の公益法人制度の大改革に対応するもので、従来の「社団法人発明協会」は、現在、46道府県の発明協会、「公益社団法人発明協会」及び「一般社団法人発明推進協会」として再編し、相互に連携して活動しています。

本稿では、発明協会の生い立ちを振り返るところから始めて、現在の発明協会グループの組織と事業について、その概要を紹介します。

2. 発明協会の誕生

(1) 発明の勃興の時代

我が国が明治維新という一大革命によって近代国家への道を歩み始めた19世紀の後半は、発明の勃興の時代でした。発明・考案を保護することの重要性が叫ばれ、民間では福沢諭吉、政府では高橋是清らの尽力により専売特許条例が公布されると、我が国独自の発明家が活躍するようになりました。

後に発明協会とも深いかわりを持つことになる豊田佐吉も、専売特許条例について、「先進国に追いつき国を豊かにする事業の奨励である」と大いに感じ入り、織機の開発にさらに心血を注いだといいます。高峰讓吉によるタカジアスターゼやアドレナリンの製法の発明や、御木本幸吉による真珠養殖法の発明も同じ時代です。

(2) 工業所有権保護協会の創立

そのような時代を背景として、発明協会の前身となる「工業所有権保護協会」が設立されました。冒頭に記しましたように、明治37(1904)年5月5日のことです。

当時の農商務大臣清浦奎吾(発明協会初代会長。後に内閣総理大臣)、特許局長久米金弥、特許局事務官中松盛雄(後に特許局長)らが発起人となり、事務所も特許局内に置かれ、当初より特許行政と深く関係する組織でした(明治~大正の頃は、現職の特許局長が主要な役員に就任していました)。



工業所有権保護協会の事務所が置かれた特許局庁舎

また、時代はまさに日露戦争の真っ只中。後に清浦会長が「当時、戦争は愈々勝利の見込みがついたが、平和回復となれば、即ち平和の戦争時代になる。平和の戦争になりますれば、即ち各国の競争場裡に立って、この平和戦争に打勝つ方法を考へなければならぬ、と言ふやうな相談を致しました」と振り返ったように、戦後の産業発展に向けて、その基礎となる発明奨励と工業所有権の保護育成を業務とする団体の設立が求められていたという背景もありました。

(3)「発明協会」の名称

明治39(1906)年、工業所有権保護協会は「社団法人工業所有権保護協会」へと改組され、さらに明治43(1910)年、「社団法人帝国発明協会」と名称を変更しました。今日まで続く「発明協会」の名前の始まりです。

「工業所有権」という新しい用語が当時としては一般的でなかったことから、その頃、「発明」の語を積極的に使用し、広く親しまれるように努めていたという事情があったといえます。

なお、「社団法人帝国発明協会」は、戦後の昭和22(1947)年に「社団法人発明協会」と改称され、以降、この名称が、平成24(2012)年の組織改編まで長く使用されることになりました。

3. 発明協会の地方組織

(1) 地方組織の成立

発明協会の地方組織の歴史も、本体と同様に古いものです。最初の支部の設立は、明治39(1906)年、同年発足の「商工業有権者同盟会」(大阪)を前身とする工業所有権保護協会大阪支部です。続く明治40(1907)年には東海支部、京都支部が設立されました。

その後、これらの3支部の独立があったものの、地域組織の設立が相次ぎ、昭和11(1936)年には全13支部及び独立した5発明協会を数えるまでになっていました。

(2) 全国の発明協会の合同団結

昭和11(1936)年、商工省、特許局の斡旋等を受け、改めて地域組織との合同団結が実現したことで、以降、平成23(2011)年まで続く発明協会の本部支部体制がスタートしました。翌年以降も地方支部は着々と設立され、昭和27(1952)年には全国を網羅する46都道府県支部のネットワークが完成し、更に、昭和48(1973)年に、本土復帰後1周年の沖縄県にも支部が設立され、文字通り全国を網羅した組織となりました。

この発明協会の合同団結を契機として、皇族を総裁にお迎えすることになり、昭和11(1936)年、高松宮殿下を総裁に奉戴しています。その後、昭和43(1968)年には常陸宮殿下を奉戴し、現在に至ります。

なお、発明協会の47都道府県支部は、地域により事情は微妙に異なりますが、人的、財政的にも地方自治体との関係が深く、組織の管理や諸事業の運営も本部とは別個に行われるなど、独自性、独立性の高さが、発明協会支部の特徴でした。

言い換えるなら、発明協会は、独自性を有した47支部と協会本部との連合体に近い体制で運営されていたということになります。

4. 公益法人制度改革による組織改編

(1) 110年ぶりの大制度改革

我が国における公益法人制度の始まりは、明治29(1896)年の民法制定にまでさかのぼります。以来、100年以上にわたり大きな変更はなかったのですが、平成18(2006)年、所謂公益法人制度改革関連3法が成立し、110年ぶりの制度改革が平成20(2008)年より本格実施されました。

新制度における公益法人の設立、存続の要件等の詳細は本稿では割愛しますが、発明協会では、次節以降に説明する2段階のステップをもって、公益法人制度改革に対応することになりました。

発明協会の沿革

明治37(1904)年	農商務大臣清浦奎吾、特許局長久米金弥等により「工業所有権保護協会」として創立
明治39(1906)年	公益法人として認定され、社団法人に改組
明治43(1910)年	「社団法人帝国発明協会」に改称
昭和06(1931)年	総理府賞勲局より褒章に関する公益団体として認定
昭和11(1936)年	全国の発明奨励団体を統合、総裁に高松宮殿下を奉戴
昭和22(1947)年	「社団法人発明協会」に改称
昭和39(1964)年	所得税法施行令及び法人税法施行令に規定する特定公益増進法人として認定
昭和43(1968)年	総裁に常陸宮殿下を奉戴
平成23(2011)年	発明協会支部が全国における地域の発明協会として発足(東京支部は本部に統合)
平成24(2012)年	「公益社団法人発明協会」及び「一般社団法人発明推進協会」再編

(2) 支部の独立と地域協会の誕生

発明協会の都道府県支部は、それぞれに異なる設立経緯のもと、地域の会員をもって組織され、支部総会・理事会等の会議を開催し支部事業の運営を行い、地方自治体と密接に連携して地域における知財普及啓発の中核的機関としての役割を担って来ました。

他方、新しい公益法人制度では、組織としての内部統制の強化を図る観点から諸規定を設けており、そのような独自性をもった支部運営は認められないことになりましたので、発明協会としては、各地域の状況を勘案し、独自性を維持する方向で支部関係の見直しを行い、新制度に適応した新たな組織に組み替えることとしました。

つまり、平成23(2011)年度をもって、46道府県における発明協会支部が独立の発明協会となり(北海道発明協会、青森県発明協会、……沖縄県発明協会。東京支部のみ東京事業部として本部に統合)、以降、各地域の発明協会と発明協会(本部)とが連携関係を構築することで全国的なネットワークを維持し、事業を推進していくこととしました。

(3) 公益社団法人発明協会と一般社団法人発明推進協会

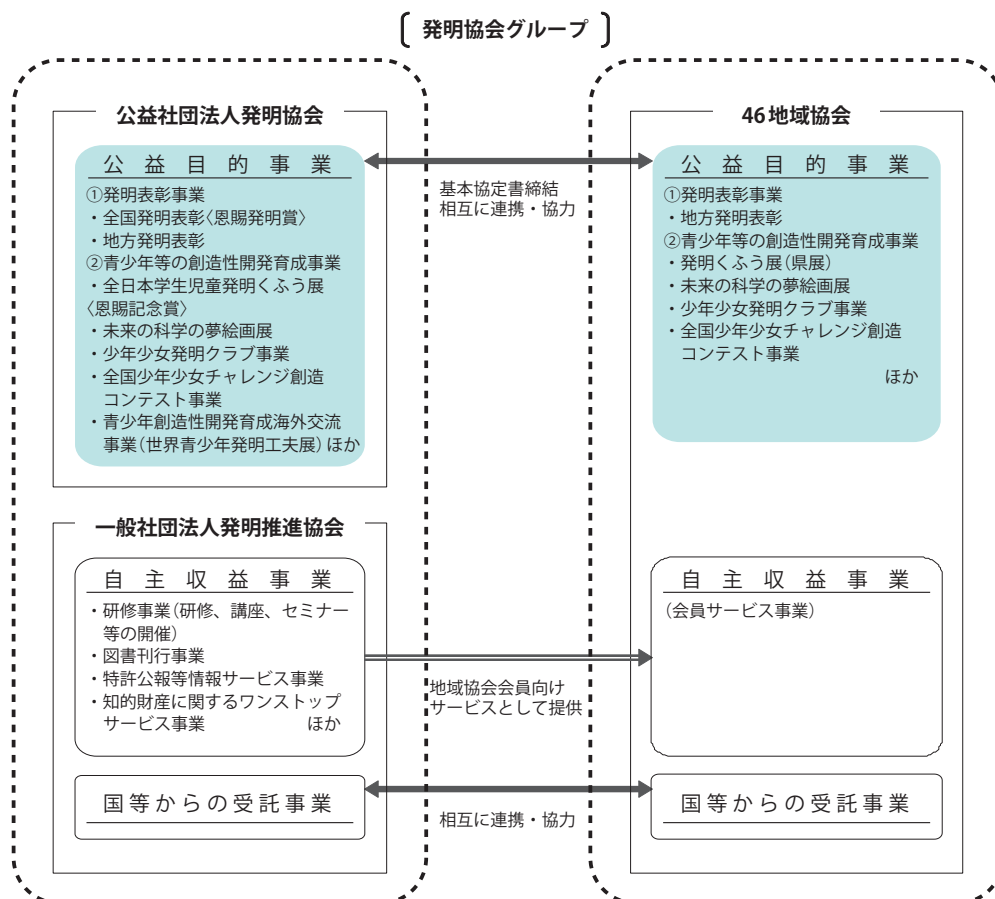
次のステップは、発明協会(本部)の新法人への移行です。

発明協会は、明治37(1904)年の創立以来、発明の奨励、知的財産権制度の普及啓発、また、青少年の創造性育成等、科学技術の振興と産業経済の発展を目的に事業を遂行して来ました。公益性の高い事業であるが故に、多くの方々や企業が会員として名を連ねていただき、また、各界からの力添えを賜り、事業を遂行して来た経緯があります。

このため、発明協会としては、より公益性が高い法人として行政庁の認定を要する「公益社団法人」への移行を目指していました。

しかしながら、目まぐるしく社会環境が変わる中において、従来の組織・事業全体をもって公益社団法人に移行した場合、当面は大過ないものの、今後長い将来に亘って認定基準を継続的かつ安定的に満たすことが難しいと判断されたため、諸々の要件を総合的に勘案した上で、平成24(2012)年4月1日をもって、公益事業だけを専らとする「公益社団法人発明協会」と、知財関係の研修・図書刊行、知財情報サービス及び国等からの受託事業を行う「一般社団法人発明推進協会」とに組織を分けたところであります。

発明協会グループの構成



5. 現在の組織と事業

(1) 組織の概要

旧・社団法人発明協会の組織と事業は、前述の通り「公益社団法人発明協会」と「一般社団法人発明推進協会」の2団体が引き継いでいます。どちらも虎ノ門の発明会館ビルに事務所を置き、その外、霞が関の弁理士会館・商工会館ビルに一般社団法人発明推進協会アジア太平洋工業所有権センター（APIC）があります。

この2団体に46道府県の発明協会を加えた発明協会グループが連携し、発明の奨励、知的財産権制度の普及啓発、青少年の創造性開発育成等に係る諸事業を推進しています。

(2) 公益社団法人発明協会の事業

公益社団法人発明協会は、旧・社団法人発明協会の公益目的事業を継承しています。主な事業には次のようなものがあります。

① 恩賜賞の授与

皇室より拝受する御下賜金の趣旨に沿い、現在、全国発明

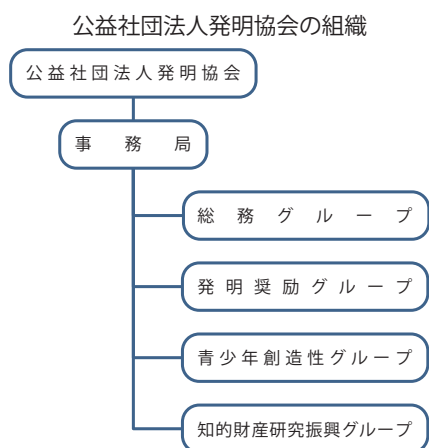
表彰においては、最も優秀な発明をした発明者に恩賜発明賞を、また、全日本学生児童発明くふう展においては、最も優秀な作品の創作者に恩賜記念賞をそれぞれ贈呈しています。

恩賜賞の授与は、大正14（1925）年に恩賜金の拝受する光栄に浴したことを記念し、翌年の第2回帝国発明表彰において恩賜記念賞を授与したことが始まりです。この時の恩賜記念賞の受賞者には、豊田佐吉、御木本幸吉、高峰譲吉、池田菊苗、鈴木梅太郎、杉本京太といった今日でもよく知られる発明家が名前を連ねていました（以上6名とも特許庁選定の「十大発明家」。なお、十大発明家では、本多光太郎、丹羽保次郎、三島徳七も後に帝国発明表彰において恩賜記念賞を授与されています）。

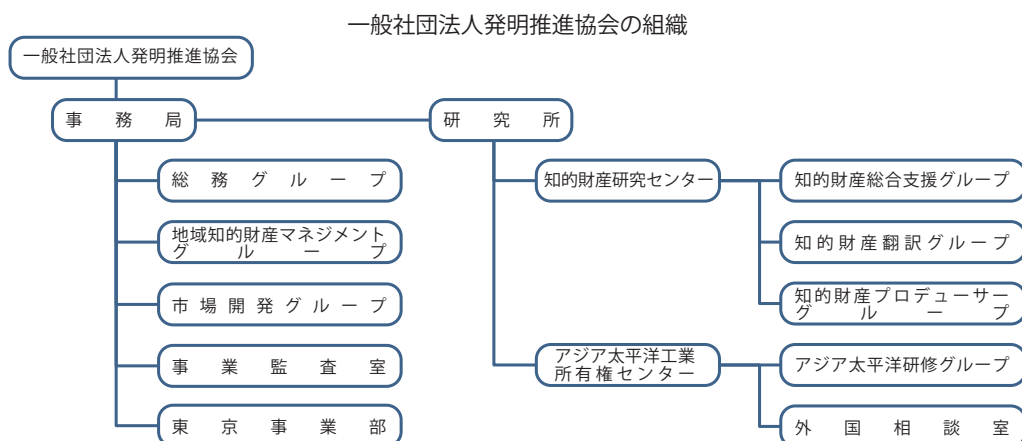
なお恩賜賞としては、発明協会が行う以外では、日本学士院と日本芸術院が贈る恩賜賞があります。

② 全国発明表彰及び地方発明表彰

大正8（1919）年の「第1回帝国発明表彰」を起点として、現在に至るまで毎年「全国発明表彰」を開催しています。発明協会総裁常陸宮殿下同妃両殿下の御臨席の下、我が国が誇るべき優れた発明・考案・意匠を完成された方々、発明の奨励に貢献された方々などを表彰し、その栄誉を称えています。前述の恩賜発明賞を始め、内閣総理大臣発明賞、



平成24年度全国発明表彰式





第71回全国学生児童発明くふう展 特許庁長官賞「スゴイッス」
※普段はキャスターで楽に動かせるが、座ると体重によって動かなくなるイス。

経済産業大臣発明賞、特許庁長官発明賞等の特別賞を贈呈しています。また、平成16(2004)年からは、特許権が設定されて間もない、極めて将来性の高い発明に対し、21世紀発明賞等を贈呈しています。

また、大正10(1921)年からは、地方における発明奨励と地域産業の振興を図るべく、全国を8つのブロックに分け、それぞれの地方において特色のある優秀な発明・考案・意匠を創作された方々、発明奨励に尽力された方々等を対象として「地方発明表彰」を行なっています。

③全日本学生児童発明くふう展

青少年に対する発明奨励事業は、昭和6(1931)年、児童生徒の創案品で優秀なものを全国及び地方において表彰したことに始まります。

毎年全国からアイデアに満ちた作品が出品されています。対象となるのは、現在では小学生から高校生までですが、一時期、大学生までを応募対象に含めていたこともありましたが(事業の名称に「学生」が入るのはその名残でしょうか)。

今年3月の展覧会は通算で71回目の開催となります。数ある青少年関係の催事の中でも他にあまり例を見ない程



第71回全国学生児童発明くふう展会場風景

実施回数の多い事業ではないでしょうか。全国発明表彰同様、総裁常陸宮殿下同妃両殿下の御臨席の下、恩賜記念賞のほか、経済産業大臣賞、特許庁長官等を贈呈しています。子どもから大人まで、長く親しまれ、愛されてきた発明協会の看板事業です。特に、昭和16(1941)年の「全日本少年少女発明工夫製作品展覧会」では、9日間の会期中、何と延べ100万人以上の来場者があったと記録されています。また、節目の開催時には皇太子殿下の行啓を賜っています(近回では、第65回(皇太子同妃両殿下)、第70回(皇太子殿下))。

なお、毎年開催されている「世界青少年発明工夫展」に参加する日本代表団は、本展覧会等で優秀な成績を収めた子どもたちを中心に結成され、各国の子どもたちと発明を通じた交流を行います。海外派遣時には特許庁を表敬訪問し、特許庁長官から激励の言葉を頂戴しています。

④未来の科学の夢絵画展

未来の科学の夢絵画展は、未来への夢を自由な発想によって絵に表現し、科学への関心を高めてもらうことを目的として開催し、優秀な作品を描いた子どもたちを表彰しています。幼稚園(保育園)児から中学生までを対象に毎



第35回未来の科学の夢絵画展 特許庁長官賞
「アレルギーをカット 魔法の棒」



第34回未来の科学の夢絵画展会場風景

年開催しています。経済産業大臣賞、特許庁長官賞等を贈呈しています。

昭和54(1979)年の国際児童年を記念して開始したこの展覧会は、昭和58(1983)年には幼稚園の部(現「幼稚園・保育園の部」)を、昭和59(1984)年には発明協会創立80周年を記念して外国人学校の部をそれぞれ新設するなど、より多くの子どもたちが参加できるようになっています。

毎年の上賞作品は、いずれも子どもらしい想像力、創造力にあふれた力作揃いであるばかりか、他方では科学技術の発展を先取りする発想による作品もあつたりします。時代背景も反映され、近年では、環境問題を意識した作品や、高齢者福祉をテーマとした作品も目立っています。特に、平成23(2011)年度に募集が行われた第34回以降では、東日本大震災の影響を受け、地震や津波への対応を意識した作品が多く見られます。

⑤全国少年少女チャレンジ創造コンテスト

全国少年少女チャレンジ創造コンテストは、平成22(2010)年からスタートした事業で、設定された課題に対し、3人組チームの子どもたちが創意工夫を凝らして挑みます。全国で地区大会を開催し、その中で優秀な成績を収めた子どもたちによる全国大会を開催しています。

このコンテストは、毛利元就の「3本の矢」をシンボルとしました。「1人では小さな力でも、3人で力を合わせれば大きな力になる！」というメッセージを込めたものです。単純に勝利だけを目指すコンテストではありません。子どもたちが創造することの楽しさに気づくとともに、試



全国少年少女チャレンジコンテストのシンボルマーク



平成24年度の全国大会でのプレゼンテーション

練を乗り越えることで様々な経験を積み重ね、一步も二歩も成長して欲しいと願っています。

⑥少年少女発明クラブ

少年少女発明クラブは、発明協会創立70周年記念事業の一環として、昭和49(1974)年にスタートした事業です。

当時の井深大会長(ソニー創業者)は、次代を担う青少年に「ものづくり」に親しむ環境を整えることが重要であり、我が国が将来にわたり科学技術創造立国として持続的な発展を実現するには、ものづくりに携わる人材の育成が不可欠であると提唱しました。これにより、刈谷少年発明クラブ(愛知県)と千葉市少年科学教室(現・千葉市少年少女科学クラブ)が誕生し、現在では、全国47都道府県に210を超えるクラブが設置され、約8,500名の子どもたちと約2,300名の指導員が活動しています。

少年少女発明クラブでは、学校教育だけでは得られない貴重な創造活動を体験できるようになっています。また、年間を通じた発明クラブ活動に加えて、それを支える多くの指導者、指導方法等に係る研修会やイベント開催など、子どもたちの創造性を伸ばすための多種、多彩な取り組みを行っています。



少年少女発明クラブの活動

⑦知的財産権制度普及等事業

海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まった「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」の活動に参加し、民間関係者の知識の共有化及び官民の情報交換を促進し、模倣品対策のレベルアップを図っています。また、知的財産創造の奨励と知的財産保護・活用の国際的普及を図るため、世界知的所有権機関(WIPO)を始めとする世界の知的財産関係機関との協力・連携を推進しています。

(3)一般社団法人発明推進協会の事業

一般社団法人発明推進協会は、知的財産に係る様々な事

業及び国等からの受託事業等を実施しています。現在の主な事業には、次のようなものがあります。

①公報等情報普及事業

「工業所有権保護協会」という設立当初の名称が表す通り、工業所有権の保護・普及が団体としての根幹事業であり、明治42(1909)年11月に、農商務省告示第438号をもって特許局より特許公報類の売捌人として指定を受けて以来、公報類の普及頒布に努めています。現在では、紙媒体公報の発行・販売の外、DVD、CD-ROM公報類等の普及に努めています。

また、昭和51(1976)年には、当時の出願審査案件の滞貨という状況の中で、適正な出願に資する観点から、企業の発明や考案を早期に公開、周知することで研究開発の重複や先行例のある後願の取り止め、あるいは権利化の阻止を狙うとともに、さらには技術交流の促進を図ることを目的として、独自の技術情報誌『公開技報』を創刊しました。現在でも、「公開技報WEBサービス・ホームページ登録サービス」として広く使用されているものです。

昨今ではインターネットの普及等により情報があふれている一方で、知的財産権を適切に取得・活用していくためには質の高い情報が必要となっていますが、発明推進協会では、国内外の知的財産権制度に関する情報や技術に関する情報などを収集・分析し、様々な形で、現代の多様なニーズに応える情報提供を行なっています。

②知的財産権に関するワンストップサービス事業

知的財産権制度を活用する中小・ベンチャー企業、金融機関等に対して、知的財産権に関する技術開発段階(創造)、権利化段階(保護)、権利活用段階(活用)の各段階における技術的支援を行うワンストップサービス事業を実施しています。

この事業では、クライアントの様々な悩みや不安に対し、アドバイス・コンサルティング、先行技術調査、パテントマップの作成、オーダーメイド研修、出前セミナー、専門家の紹介・派遣、明細書翻訳といった各種サービスを展開し、調査等の結果を踏まえた「次の一手」を一緒に考えていきます。

また、事業の推進のため、特許庁審査官・審判官経験者の方々をはじめ多数の知財に関する高度専門人材の方々のご支援をいただいています。

③図書刊行事業

知的財産に関する知識や情報を広めるために、知的財産に関する様々な書籍を発行しています。研究者・知的財産関係者はもとより一般の方々までを対象とした、多様なニーズに応えられる出版物を企画・販売しています。

また、産業財産権法に係る種々の制度解説や審査基準、

分類表等特許庁の著作に係る刊行物の発行も手掛け、知的財産権制度の普及に努めています。

定期刊行物としては、明治38(1905)年創刊の『工業所有権雑誌』を前身とし、100年以上の歴史を持つ知的財産専門誌、月刊『発明』があります。『発明』誌では、特許、実用新案、意匠、商標をはじめ著作権、不正競争防止法等、知的財産権全般にわたる情報を網羅し、新鮮な情報をいち早く提供しています。



『工業所有権雑誌』創刊号(覆刻版)と『発明』平成25年3月号

④知的財産権研修教育事業

第二次世界大戦後、活動を再開した発明協会が着手したものの一つに、知的財産に関する講座の開設と運営がありました。一般向けの「国民科学講座」を皮切りに、徐々に、講座の種類を増やし、昭和48(1973)年には、企業の知的財産業務に役立つ即戦力の知財専門人材を養成することを目的として、8か月間の研修を行う「知的財産研修 本科コース」を開設しました。法律から実務まで一貫したカリキュラムのもとで、高度の専門知識と問題処理能力を備えた人材を育成しています。本年で41年目を迎え、これまでに約2,000名の知的財産人材を輩出しています。

その外にも、現在では、特許庁審査官・審判官経験者をはじめ実務者や学者等の多数の専門家を講師として擁し、知的財産の入門、基礎、手続から極めて専門性の高いレベルまでの幅広い分野の講座等を開催し、さらには、企業等の個別の需要に沿う研修プログラム等も実施しています。



研修の様子

また、昭和50(1975)年からは、知的財産権に係る地方裁判所から最高裁判所までの判決を要約した「知的財産権判決速報」を毎月1回発行しています。平成13(2001)年には、この判決速報をデータベース化し、検索機能と新たな情報を付加して提供する「知的財産権判決速報WEBサービス」として、初学者から専門家までの幅広く利用されています。

⑤知的財産権研究事業

昭和56(1981)年から、大学教授、裁判所判事等からなる幅広い参加者が共同で知的財産に関係する判例を研究する「知的財産権法判例研究会」を開催し、その成果を『発明』誌等へ掲載するなど広く社会に還元しています。

また、産業財産権制度の円滑な運用と普及を図るため、会員等の専門人材を活用した委員会を開催し、制度の普及、模倣品問題、国際協力のあり方等についての研究を積極的に行い、広く一般にその成果を提供いたします。

⑥国等からの受託事業

発明推進協会では、特許行政に協力するため、特許庁、工業所有権情報・研修館等からの事業を受託し、実施しています。以下は、平成24(2012)年度の事業実施状況です。

イ 中小企業向け知財支援関係事業

東京都において、中小企業等が企業経営の中で知的財産活動を円滑にできるよう、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うとともに、知的財産を活用していない中小企業等の知的財産マインドの発掘を行うため、「知財総合支援窓口」を設置し、専門の人材を配置し、中小企業等が抱える知的財産権に関する悩みや課題をワンストップで解決できる支援を行っています。

また、全国の「知財総合支援窓口」における支援が適切に実施されるよう、窓口の管理者及び窓口支援担当者の育成等を通じてサポートを行っています。

ロ 海外向け知財支援関係事業

諸外国における知財制度の普及啓発のため、アジア太平洋地域を中心とした途上国から産業財産権関係者を研修生として受入れ、産業財産権制度等に関する研修・研修支援を実施しています。さらに、帰国研修生のフォローアップのための産業財産権に関するセミナーの開催や、研修効果測定のための調査及び分析を行っています。

また、我が国の中小・ベンチャー企業等が、諸外国での円滑な権利取得及び権利行使が図られるよう、産業財産権に関する最新情報を収集・整備し、模倣被害アドバイザーを配置して模倣品・権利侵害対策に関する相談指導を実施するとともに、外国産業財産権制度に関する相談指導及び産業財産権侵害対策も含めた諸外国の産業財産権制度に関する説明会等を開催しています。

ハ 大学、研究組合に対する知財支援関係事業

公的資金が投入されたプロジェクトを推進する研究開発コンソーシアム等の研究開発機関や複数の大学等からなる広域ネットワーク等を対象として、知的財産マネジメントに関する専門人材である「知的財産プロデューサー」や「広域大学知的財産アドバイザー」を派遣することにより、当該コンソーシアム等におけるプロジェクト全体の研究戦略や事業戦略を踏まえた知的財産戦略の策定、大学等における知的財産管理体制の構築等を支援し、知的財産情報の高度活用による権利化等の推進を通じた新たなイノベーション創出に繋げています。

二 知財制度普及啓発に係る事業

知的財産権制度等の一層の普及を図るため、地域協会との連携の下、各種説明会、セミナー等を実施しています。

(4) 110周年に向けて——イノベーション顕彰——

冒頭にも記しましたように、発明協会は平成26(2014)年に創立110周年を迎えます。これを記念し、また、折しも我が国経済再生の鍵としてイノベーション創出に向けた取り組みの強化が求められていることから、発明協会では「戦後日本のイノベーション100選」の選定を行い、110周年記念式典以降数年に亘り顕彰を行っていく予定です。さらには、選定されたイノベーションに関連する資料の収集、保存を行い、WEB等を通じて広く公衆の学習の参考に供することを目的とした事業を実施します。

発明協会及び発明推進協会では、本稿に述べてまいりましたように、これまでも知的財産の創造・保護・活用の各段階において政府・特許庁の施策に積極的に協力し、各事業を推進してまいりましたが、この度の110周年を契機として、さらに公益の増進に力を注ぎ、関係各機関との連携の上、グループ一体となって知財立国の更なる実現に向けて努めてまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願いいたします。

profile

両宮 達弥 (あめみや たつや)

1979年	社団法人発明協会入社(最初の配属場所は特許庁旧庁舎でした)
2000年	知的財産権研修センター部長
2001年	発明奨励グループ部長
2006年	総務グループ部長
2009年4月	事務局長
2011年10月	一般社団法人発明協会(現 公益社団法人発明協会) 常務理事
2012年4月	一般社団法人発明推進協会常務理事